

尾瀬国立公園協議会・シカ対策協議会の枠組み再編について

1. 経緯と近年の情勢変化及び現状

- (1) 尾瀬におけるシカ対策は、「尾瀬地区におけるシカ管理方針検討会」で平成 12 年 9 月にまとめられた「尾瀬地区におけるシカ管理方針（第 1 期管理方針）」及び、その後、平成 21 年 3 月に第 1 期管理方針を全面改訂した「尾瀬国立公園シカ管理方針」（以下、「シカ管理方針」と言う。）に基づき、関係行政機関及び団体が連携・協力して対策が進められてきた。対策の実施に当たっては、連絡・調整等を行う重要な場として、「尾瀬国立公園シカ対策協議会」（以下、「シカ対策協議会」と言う。）が中心的な役割を担ってきた。
- (2) 一方、平成 19 年 8 月 30 日の尾瀬国立公園の分離独立を契機に、今後の尾瀬の保護と利用のあり方を取りまとめた「尾瀬ビジョン」の進行促進、管理及び実現を目指すとともに、参加型管理運営体制を構築するため、平成 20 年 1 月に「尾瀬国立公園協議会」が設置された。尾瀬ビジョンでは、ニホンジカによる植生への影響が自然環境保全上の重大な脅威として「シカ管理方針」に基づく対策の促進・強化の必要性が謳われ、ビジョンの実現において重要課題の一つにシカ対策が位置付けられた。
- (3) その後、平成 24 年には、日光利根地域個体群に関わる行政機関の実務者が集まり、季節や場所に順応した効果的かつ円滑なシカ対策を実施するために必要な情報共有・意見交換を行う会合として「尾瀬・日光シカ対策ミーティング」が始まり、日光・尾瀬地域の両地域間におけるシカ対策の連携強化が図られた。
- (4) 近年は、野生鳥獣保護管理等の専門家から知見アドバイスをもらい、各主体の取組みや連携・役割分担の方策等に反映することを目的に、ほぼ毎年「尾瀬国立公園シカ対策アドバイザー会議」を事前に開催し、そこでの情報共有や意見交換を踏まえ「シカ対策協議会」を開催している。そして、「シカ対策協議会」で、当該年度の対策実施状況や結果の共有、並びに来年度及び今後の方針の調整・確認等を行った上、「尾瀬国立公園協議会」の場で、ビジョンの進捗共有・管理等の一環として、シカ対策の取組み概要及び今後の方向性について報告・確認する流れが定着している。
- (5) なお、昨年、尾瀬国立公園は指定 10 周年を迎え、現在、平成 30 年 8 月の尾瀬サミットでの公表を目指して「尾瀬ビジョン」の見直し・改定作業が進められている。

2. 現状の課題、問題認識

(1) 尾瀬におけるシカ対策の検討・執行の現体制における“場”の位置づけ、役割・機能・格付けに重複

- ① 尾瀬国立公園協議会とシカ対策協議会の関係
- ② シカ対策協議会とアドバイザー会議の関係
- ③ アドバイザー会議と尾瀬・日光シカ対策ミーティングの関係

(2) 開催時期の運用改善

特に、アドバイザー会議とシカ対策協議会は、第4四半期（1～3月）に開催されることが多く、当該年度の対策結果や課題を踏まえて、対策実施の各主体が次年度の対策検討と予算要求へ反映するために適切なタイミングにズレが生じている。

3. 対応方針（案）

(1) シカ対策協議会の位置付け

- ・「シカ対策協議会」を「尾瀬国立公園協議会」の下部会議として、個別事案（シカ対策）を検討する実働的な枠組みとして位置付ける。

(2) シカ対策協議会の構成員の格付け

- ・市町村の構成員を、首長から担当課室長に見直す。
- ・議長を関東地方環境事務所長から統括自然保護企画官（部長級）へ見直す。

(3) アドバイザーによるチェック機能の活用

- ・当該年度の各主体の取り組み状況を環境省がとりまとめ、アドバイザーにご相談
- ・「アドバイザー会議」という会議形式にとらわれず、個別ヒアリングも含め、有識者に十分な時間をもってチェック（ご検討・ご意見）いただける方法を活用する。

(4) 実務者による打合せ・情報交換・技術交流の充実

- ・集約された各種情報やアドバイザー意見等を、効果的な対策実施へとつなげるため、適切なタイミング※で、必要に応じ、各機関の実務者による打合せ等を実施する。

※対策実施前、取り組み状況とりまとめ時、アドバイザーによるチェック後… など

- ・毎年開催している「尾瀬・日光シカ対策ミーティング」を、広域の実務担当者の情報交換・技術交流の場として位置づけ、知識・技術の向上を主眼に開催する。

(5) シカ対策協議会の適切な開催時期を検討

- ・当該年度の対策の実施状況と結果を踏まえ、次年度の対策や予算に反映できる適切な開催時期（12月頃を想定）を検討する。

尾瀬国立公園協議会・シカ対策協議会の枠組み再編について【現行の会議と課題】

目的

尾瀬の生態系に対するシカの影響の低減 ※「尾瀬国立公園シカ管理方針」における当面の目標

目標

枠組み全体を再構築し、P D C Aサイクルを回せるシカ対策体制を再構築する

課題

- 「尾瀬国立公園協議会※」と「尾瀬国立公園シカ対策協議会」との間で、“場”の位置づけ、役割、機能に重複がある
 ※「尾瀬ビジョン」の進行促進等が目的。「尾瀬ビジョン」にはシカに関する内容も含まれている。
- P D C Aサイクルによりシカ対策を効果的に実施する体制が不十分 (PLAN, DO, CHECK, ACTION)
 - アドバイザー会議の意見を、実際の対策に、適切なタイミングで反映しづらい
 - アドバイザー会議とシカ対策協議会は、第4 四半期に開催されることが多く、当該年度の対策結果や課題を踏まえて、対策実施の各主体が次年度の対策検討と予算要求へ反映するために適切なタイミングにズレが生じている
 - 尾瀬国立公園シカ対策協議会、アドバイザー会議および尾瀬・日光シカ対策ミーティングそれぞれの役割が不明確

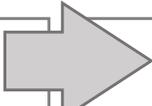
現行会議名・発足年	開催時期	発足目的	現行会議名・発足年	開催時期	発足目的
尾瀬国立公園協議会※ (H20～)	3月頃	H19日光国立公園からの分離独立の際に今後の尾瀬の保護と利用のあり方を取りまとめた「尾瀬ビジョン」の進行促進、進行管理及び実現を目指すとともに、参加型管理運営体制を構築する	尾瀬国立公園シカ対策協議会 (H12～)	3月頃	「尾瀬国立公園シカ管理方針」に基づき関係行政機関及び団体が連携・協力して行っている対策について連絡・調整等を行う
尾瀬国立公園快適利用の促進 (利用分散等)に関する小委員会 (H22～H27)	12月頃	尾瀬の多様な魅力を楽しむための自動車利用のあり方等について検討する	尾瀬国立公園シカ対策アドバイザー会議 (H13～)	2月頃	野生鳥獣保護管理等の専門家から知見アドバイスをいただき、各主体の取組みや連携・役割分担の方策等に反映する
尾瀬国立公園適正利用の推進に関する小委員会 (適正利用小委員会) (H28～)	12月頃	尾瀬国立公園全体における適正利用の推進について広く議論する	尾瀬・日光シカ対策ミーティング (H24～)	9月頃	二ホンシカ日光利根地域個体群に関わる行政機関の実務者が集まり、季節や場所に順応した効果的かつ円滑なシカ対策を実施する

H28名称変更

尾瀬国立公園協議会・シカ対策協議会の枠組み再編イメージ（案）

現行

再編後



「尾瀬ビジョン」の網羅的課題
【総合型】

「シカ管理方針」に基づく対策
【個別課題型】

国立公園協議会

- 環境事務所長
- 森林管理局部長
- 県部長
- 市町村長
- 民間団体
- 尾瀬保護財団

シカ対策協議会

- 環境事務所長
- 森林管理局課長
- 県課長
- 市町村長
- 東電、山小屋組合
- 尾瀬保護財団

適正利用小委員会

- 国立公園課長
- 県課長
- 市町村課長級
- 民間団体
- 尾瀬保護財団

アドバイザー会議

- 有識者
- 国立公園課長
- 森林管理局課長
- 県課長

※実際は実務者が出席

事務局会議

- 環境省
- 尾瀬保護財団

事務局会議

- 環境省
- 尾瀬保護財団

異なる枠組み・重複した参加者

尾瀬・日光シカ対策ミーティング（実務者レベル）

両地域にまたがるゆるやかな繋がり
（勉強会的位置づけ）

「尾瀬ビジョン」に基づく大方針・諸対策の最終意思決定、報告の場

国立公園協議会（3月頃）

- 環境事務所長
- 森林管理局部長
- 県部長
- 市町村長
- 民間団体
- 尾瀬保護財団

有識者(アドバイザー)
によるチェック



シカ対策に関する具体的検討・合意形成の場

シカ対策協議会（12月頃）

- 環境事務所 **次長**
- 森林管理局課長
- 県課長
- 市町村 **課長級**
- 東電、山小屋組合
- 尾瀬保護財団

尾瀬の適正利用に関する
具体的検討・合意形成の場

適正利用小委員会
（12月頃）

- 国立公園課長
- 県課長
- 市町村課長級
- 民間団体
- 尾瀬保護財団

シカ対策に関する
日常的な情報交換・意見交換の場

実務者調整会議（仮称）

対策の打合せ、情報交換、技術交流等
※適切なタイミングで必要に応じ開催

- 行政機関実務者

有識者ヒアリングを適宜実施、インプット



平成30年度スケジュールイメージ（案）

平成30年度スケジュールイメージ（案）														
H30 (2018)											H31 (2019)			
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">新体制での会議開始</div>														
会議等	国立公園協議会 シカ対策協議会	シカ対策協議会規約改正 ・構成員レベル変更 ・公園協議会への報告追記等 (書面審議)		実務者調整会議（仮称）						シカ対策協議会【検討】 ・30年度の中間報告 ・31年度全体方針の検討	調整を踏まえ修正		国立公園協議会【報告】 ・30年度取り組み結果 ・31年度全体方針	
	Do				Do				Check				Plan'	
	春のシカ捕獲開始				各種対策の実施 ・シカ冊 ・捕獲 ・モニタリング等				アドバイザーに相談・確認 ・各主体の取組状況を取りまとめ				31年度全体方針に 基づく取組み開始	
	Plan								Do'					
対策実施														
作業（環境省）														

尾瀬国立公園協議会と尾瀬シカ対策協議会 行政機関の構成員

(平成 29 年 3 月時点)

No..	行政機関名	国立公園協議会 (小委員会)	シカ対策協議会 (アドバイザー会議)
1	関東地方環境事務所	所長 (国立公園課長)	所長 (国立公園課長)
2	関東森林管理局	計画保全部長 (一)	保全課長 (保全課長)
3	福島県	生活環境部長 (自然保護課長)	自然保護課長 教育委員会文化財課長 (自然保護課長)
4	群馬県	環境森林部長 (自然環境課長)	自然環境課長 教育委員会文化財保護課長 (自然環境課長)
5	新潟県	県民生活・環境部 (環境企画課長)	環境企画課長 教育庁文化行政課長 (一)
6	栃木県	環境森林部長 (一)	自然環境課長 (自然環境課長)
7	檜枝岐村	村長 (観光課長)	村長 (一)
8	南会津町	町長 (一)	町長 (一)
9	片品村	村長 (むらづくり観光課長)	村長 (一)
10	魚沼市	市長 (環境対策室長)	市長 (一)
11	日光市	市長 (一)	— (一)
12	(公財)尾瀬保護財団	事務局長 (事務局長)	事務局長 (一)

尾瀬国立公園協議会設置要綱

(目的)

第1条 今後の尾瀬の保護と利用のあり方を取りまとめた「尾瀬ビジョン」の進行促進、進行管理及び実現を目指すとともに、参加型管理運営体制を構築するため、尾瀬国立公園協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の構成等)

第2条 協議会は、別表に掲げる関係機関及び関東地方環境事務所長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 協議会に議長を置く。
- 3 議長は、互選で選出するものとする。

(議長の職務)

第3条 議長は協議会の会務を掌理する。

2 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名した構成員が、その職務を代行する。

(招集)

第4条 協議会の招集は、関東地方環境事務所長が行う。

(議事の公開)

第5条 協議会の議事は公開とする。ただし、構成員の総意により非公開とすることができる。

(代理出席)

第6条 関係機関のうち行政機関及び山小屋組合は、やむを得ない事情により協議会に出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。

(関係者の参加)

第7条 議長は、議事運営上必要があると判断した場合は、議事に関係する者を協議会に参加させることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務をおこなうため関東地方環境事務所に協議会事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成20年1月18日から施行する。
この要綱は、平成25年8月 6日から施行する。

尾瀬国立公園協議会 構成員

関係機関

行政機関	
1	環境省関東地方環境事務所長
2	林野庁関東森林管理局計画保全部長
3	福島県生活環境部長
4	栃木県環境森林部長
5	群馬県環境森林部長
6	新潟県県民生活・環境部長
7	檜枝岐村長
8	南会津町長
9	日光市長
10	片品村長
11	魚沼市長
財団	
12	尾瀬保護財団
土地所有者・管理者	
13	三井物産（株）環境・社会貢献部社 有林・環境基金室
14	東京電力ホールディングス株式会社 リニューアブルパワー・カンパニー 水利・尾瀬グループ
15	東京パワーテクノロジー株式会社
観光協会	
16	尾瀬檜枝岐温泉観光協会
17	南会津町観光協会館岩支部
18	湯西川・川俣・奥鬼怒温泉観光協会
19	片品村観光協会
20	魚沼市観光協会
山小屋組合	
21	尾瀬山小屋組合 組合長
22	尾瀬山小屋組合 副組合長
地元自然保護・環境教育・ガイドの団体	
23	尾瀬保護指導員福島県連絡協議会
24	日本野鳥の会栃木県支部
25	片品山岳ガイド協会
26	新潟県自然観察指導員の会
その他団体	
27	日本自然保護協会
28	自然公園財団

委員

有識者	
29	斎藤 晋（群馬県立女子大学名誉教授）
30	長橋 良隆（福島大学准教授）
31	加藤 峰夫（横浜国立大学大学院教授）

尾瀬国立公園シカ対策協議会規約

(目的)

第1条

福島、栃木、群馬、新潟の4県にまたがる日光利根地域個体群のうち尾瀬及びその周辺に生息するシカは、その増加により尾瀬を特徴づけている湿原や池塘に回復不能な影響を与える可能性を有し、尾瀬の保護、保全上の問題となっている。

本問題については、「尾瀬地区におけるシカ管理方策検討会」で各方面の有識者及び関係者により対策が検討され、尾瀬の現在の植生を守るとの観点から関係行政機関・団体が協力して対策に当たる等の「尾瀬地区におけるシカ管理方針」がまとめられた。

上記方針に基づいて関係機関が連携して対策を実施するに当たり、連絡・調整を行う場として、「尾瀬国立公園シカ対策協議会」(以下、「協議会」と称する。)を設置する。

(協議事項)

第2条

- (1) 各機関の行う対策の調整に関する事
- (2) 各種調査結果の情報交換及び効果の把握に関する事
- (3) その他関係事項
- (4) なお、関係機関の合意を必要とする事態が生じた場合は、別途合意形成の作業を行うこととする。

(構成)

第3条

協議会は、環境省、林野庁、福島県、群馬県、新潟県、栃木県、南会津町、檜枝岐村、片品村、魚沼市、東京電力ホールディングス(株)、尾瀬山小屋組合及び(公財)尾瀬保護財団により構成する。

(議長)

第4条

協議会に議長を置き、会の運営に当たる。議長は、関東地方環境事務所長とする。

(アドバイザー)

第5条

議長は、「尾瀬国立公園シカ対策アドバイザー」を協議会に出席させ、意見を聞くことが出来る。

(会議)

第6条

会議は、必要に応じて議長が招集する。

(事務局)

第7条

協議会の事務局は環境省関東地方環境事務所内に置く。

(補則)

第8条

協議会の運営その他について必要な事項は別途定める。

(付則)

この規約は平成12年11月14日から施行する。

(付則)

この規約は平成13年7月10日に改正される。

(付則)

この規約は平成18年3月22日に改正される。

(付則)

この規約は平成20年3月31日に改正される。

(付則)

この規約は平成21年1月23日に改正される。

尾瀬国立公園シカ対策協議会名簿

[構成員]

環境省関東地方環境事務所長
林野庁関東森林管理局計画保全部保全課長
福島県生活環境部環境共生総室自然保護課長
福島県教育委員会文化財課長
群馬県環境森林部自然環境課長
群馬県教育委員会文化財保護課長
新潟県県民生活・環境部環境企画課長
新潟県教育庁文化行政課長
栃木県環境森林部自然環境課長
南会津町長
檜枝岐村長
片品村長
魚沼市長
東京電力ホールディングス（株）
リニューアブルパワー・カンパニー 水利・尾瀬グループマネージャー
尾瀬山小屋組合長
（公財）尾瀬保護財団事務局長

[事務局]

環境省関東地方環境事務所

尾瀬国立公園シカ対策助言機関設置の骨子

(目的)

第1

福島、栃木、群馬、新潟の4県にまたがる日光利根地域個体群のうち尾瀬及びその周辺に生息するシカは、その増加により尾瀬を特徴づけている湿原や池塘に回復不能な影響を与える可能性を有し、尾瀬の保護、保全上の問題となっている。

本問題については、「尾瀬地区におけるシカ管理方策検討会」で各方面の有識者及び関係者により対策が検討され、尾瀬の現在の植生を守るとの観点から関係行政機関・団体が協力して対策に当たる等の「尾瀬地区におけるシカ管理方針」がまとめられた。

上記方針の中で、環境省は「国立公園管理の立場から関係機関の連携確保及び基本的方向付けの役割を果たす。」こととなり、シカ問題の現状認識、対策の基本的方向付けを的確に行う必要があることから、学識者に「尾瀬国立公園シカ対策アドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)を委嘱し、必要な期間、専門的見地からの助言を求めることとする。

(アドバイザーの役割)

第2

- (1) 尾瀬国立公園のシカ問題に対する対策への評価及び助言
- (2) 尾瀬国立公園のシカ問題に関連した調査の評価考察及び助言
- (3) その他尾瀬国立公園のシカ問題に関連する事項に対する助言
- (4) 尾瀬国立公園シカ対策協議会及び同アドバイザー会議への参画

(委嘱)

第3

原則として「尾瀬地区におけるシカ管理方策検討会」に参加した学識経験者に対し、尾瀬シカ対策の必要な期間、関東地方環境事務所長が毎年度1年更新で委嘱する。

なお、対策が長期にわたる等により、後年アドバイザーの交替を行う必要が生じた場合には、「尾瀬国立公園シカ対策協議会」に諮る。

(助言要請及び会議)

第4

アドバイザーに対しては、尾瀬シカ関係のモニタリング結果、対策の状況等を関東地方環境事務所から連絡し、助言を求める。

なお、必要に応じて尾瀬国立公園シカ対策協議会への出席を求める。

また、年1回アドバイザー会議を開催し、アドバイザー間での意見交換を行う。

(アドバイザー会議)

第5

アドバイザー会議は、関東地方環境事務所長が招集する。

アドバイザー会議には座長を置かず円卓会議とする。

司会は関東地方環境事務所長が務める。

(庶務)

第6

アドバイザー関係の庶務は、関東地方環境事務所が行う。

(その他)

第8

アドバイザーの運営その他について必要な事項は別途定める。

平成29年度 尾瀬・日光シカ対策ミーティング

【目的】

ニホンジカ日光利根地域個体群に関わる機関が、季節や場所に順応した効果的かつ円滑なシカ対策を実施するために必要な情報共有や、広域的な連携を図ることを目的に、日光地域と尾瀬地域のシカ問題に取り組む行政機関の実務者が集まり意見交換を行う会合。

【地域の現状】

日光地域は国立公園特別地域、保護林や緑の回廊、鳥獣保護区等により人間の活動や鳥獣の捕獲が制限されており、市街地や規制の緩い他の山林と比較して、シカにとって生息しやすい環境が存在する。また、これまで GPS によるシカの移動経路調査により同地域が足尾と尾瀬とのシカの移動中継地であることが確認されている。日光地域はシカの生息密度が高く、かつ餌資源の減少により生息環境として飽和状態にあるため、シカの更なる他地域への流出も懸念される。よって、同地域における日光利根地域個体群の個体数管理、被害防除および生息地環境の管理の改善を図るために情報や技術を近隣の関係機関と共有し、円滑な対策を実施することが重要となる。

一方、尾瀬地域は、国立公園特別保護地区、国有林の生態系保護地域、特別天然記念物、鳥獣保護区等に指定されており、豊かな自然環境が保全されている地域であるが、90年代半ばにシカの生息が確認されて以降、食害や湿原の掘り起こしなど植生への影響が顕在化している。脆弱な生態系である湿原が広範囲を占め、アクセスも容易でない地域であることから、植生保護柵の設置や捕獲の実施には課題が多く、シカの個体数管理、被害防除ともに限られた場所と期間の中で実施する必要がある、関係機関との継続的な情報共有が重要である。また、尾瀬地域に生息するシカは、越冬地から移動し春から秋にかけて滞在することがこれまでの調査で明らかになっているため、日光地域との連携も重要となる。

【これまでの尾瀬・日光シカ対策ミーティングの開催概要】

■第一回ミーティング※（平成24年7月4日/日光湯元ビジターセンター）

※日光国立公園シカ対策ミーティングとして開催

参加機関：

林野庁 日光森林管理署

栃木県 環境森林部自然環境課、県西環境森林事務所、県民の森管理事務所

群馬県 環境森林部自然環境課、林政課、鳥獣被害対策支援センター、利根沼田環境森林事務所

日光市 農林課、片品村農林建設課

環境省 日光自然環境事務所、檜枝岐・片品・那須自然保護官事務所

概要：

尾瀬、日光の両国立公園と群馬・栃木両県が境界を越えて顔を合わせ、シカの生息状況や被害状況、取り組んでいる対策の状況等の情報共有をはかった。

■第二回ミーティング（平成 25 年 3 月 27 日／環境省関東地方環境事務所）

参加機関：

林野庁 会津森林管理署南会津支署
栃木県 環境森林部自然環境課、西環境森林事務所
群馬県 環境森林部自然環境課、尾瀬保全推進室
福島県 生活環境部自然保護課、南会津地方振興局県民環境部
片品村 農林建設課、檜枝岐村産業建設課、魚沼市環境課環境対策室
環境省 日光自然環境事務所、檜枝岐・片品自然保護官事務所

概要：

福島県と新潟県を加え、夏期生息地の尾瀬と冬期越冬地の日光について、情報共有と対策の検討を行った。

■第三回ミーティング（平成 25 年 9 月 5 日／栃木県林業センター）

参加機関：

林野庁 日光森林管理署、利根沼田森林管理署、会津森林管理署南会津支署
栃木県 環境森林部自然環境課、県西環境森林事務所、林業センター
群馬県 環境森林部自然環境課、林業試験場、利根沼田環境森林事務所
福島県 生活環境部自然保護課、南会津地方振興局県民環境部
日光市 農林課、片品村農林建設課、檜枝岐村産業建設課
環境省 日光自然環境事務所、檜枝岐・片品・那須自然保護官事務所

概要：

利根沼田森林管理署と檜枝岐村を加え、国立公園、国有林、鳥獣保護区、役場それぞれの立場によるシカ対策の説明や議論、また広域シカ管理についてのレクチャーを行った。

■第四回ミーティング（平成 26 年 8 月 19 日／栃木県庁）

参加機関：（）は欠席

林野庁 日光森林管理署、（利根沼田森林管理署）、会津森林管理署南会津支署、中越森林管理署
栃木県 環境森林部自然環境課、県西環境森林事務所、林業センター
群馬県 環境森林部自然環境課、林業試験場、利根沼田環境森林事務所、県立自然史博物館
（福島県 生活環境部自然保護課、南会津地方振興局県民環境部）
新潟県 自然環境企画課、
日光市 農林課
片品村 農林建設課
檜枝岐村 産業建設課
（魚沼市 環境課環境対策室）
環境省日光自然環境事務所、檜枝岐・片品・那須自然保護官事務所

概要：

新潟県自然環境企画課、中越森林管理署を加え、事前に各県におけるシカの生息状況等のデータを収集し、全体の状況について説明した。また、国立公園、国有林、鳥獣保護区、役場それぞれの立場によるシカ対策の状況説明や議論を行った。

■第五回ミーティング（平成 27 年 10 月 29 日／環境省関東地方環境事務所）

参加機関：

林野庁 日光森林管理署、利根沼田森林管理署、会津森林管理署南会津支署、中越森林管理署
栃木県 環境森林部自然環境課、林業センター
群馬県 環境森林部自然環境課、林業試験場、利根沼田環境森林事務所、県立自然史博物館
福島県 生活環境部自然保護課
日光市 農林課
片品村 農林建設課
檜枝岐村 産業建設課
環境省 国立公園課、野生生物課、日光自然環境事務所、檜枝岐・片品・那須自然保護官事務所

概要：

シカ対策の進捗状況について、環境省より「日光利根个体群の概要について」報告し、各自治体より各機関の対策について報告があった。「鳥獣保護法の改正概要について」環境省より報告し、関係県より指定管理鳥獣保護計画について報告があった。その後、グループミーティング、全体ミーティングで課題の共有を図った。

■第六回ミーティング（平成 28 年 10 月 12 日～13 日／宇都宮大学日光自然ふれあいハウス他）

参加機関：

林野庁 日光森林管理署、会津森林管理署南会津支署、
栃木県 県西環境森林事務所、林業センター
群馬県 林業試験場
福島県 生活環境部自然保護課
日光市 農林課
片品村 農林建設課
環境省：日光自然環境事務所、檜枝岐・片品・那須自然保護官事務所

概要：

初めての現地での一泊二日の開催となった。シカ対策のこれまでの取り組み及び成果について、環境省や各機関から報告をし、課題の共有や意見交換等を行った。
また、現地エクササイズとして、ライトセンサス体験や戦場ヶ原、小田代原のシカ対策の現地視察等を行った。

■第六回ミーティング（平成 29 年 11 月 29 日／環境省関東地方環境事務所）

概要：

各機関の対策概要を紹介した上で、第 1 部：関東周辺でのシカ対策事例紹介、第 2 部：意見交換会という構成で開催した。第 1 部では、野生動物保護管理事務所の難波氏から「尾瀬・日光地域のシカの移動状況把握調査報告」について、東京農工大学大学院 星野義延教授から「ニホンジカによる植生への影響と回復状況」について講演いただいた。第 2 部では「シカ柵」を用いた対策の効果と課題や（2）ツキノワグマ等の錯誤捕獲等への対応・対策について、情報共有や意見交換を行った。